

岐阜県教職員互助会の皆様へ

退教互24

(団体傷害保険)

普通傷害保険・家族傷害保険(夫婦型)

「退教互24」は、ケガおよび日常生活に起因する賠償責任の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

1. 補償内容

※ご病気の治療、ご病気が原因となるおケガ(心筋梗塞や脳卒中などによる浴室内でのケガや飲食物の誤飲などによる肺炎など)や、事故を原因としない関節炎や筋肉痛などは、保険金のお支払いの対象となりません。

「退教互24」は、24時間、交通事故を含む日常生活におけるさまざまなケガを補償します。(国内・国外)



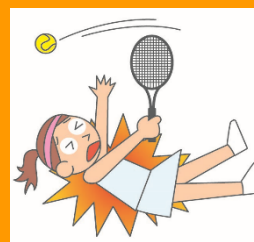
歩行中、車にはねられ、ケガをした



自転車にのっているとき、転倒してケガをした



階段でころびケガをした



テニスやゴルフのプレー中、転倒して、ケガをした

プラス
賠償責任補償
(特約)

「退教互24」は、他人の物を壊したり、ケガをさせた時の日常生活における賠償責任を補償します。(国内のみ)



通行人にケガをさせた



買い物中、誤って商品を落とし、壊してしまった



子どもが近所の家のガラスを割った

(注1) 賠償責任危険補償特約は、補償内容が同様の他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合は、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。詳細は、重要事項等説明書の「1. 契約締結前におけるご確認事項の(1)②補償の重複に関するご注意」をご参照ください。

(注2) 損害の額から自己負担額1,000円を差引いた額をお支払いします。

2. 保険期間

令和7年9月1日午後4時から令和8年9月1日午後4時までの1年間

3. 補償プランと保険料

※以下のタイプA~Cからお選びください。
※団体割引に関しては、重要事項説明書の「1. 契約締結前におけるご確認事項(4) 団体割引について」をご参照ください。

補償内容 / 契約タイプ	個人Aタイプ 普通傷害保険	個人Bタイプ 普通傷害保険	夫婦Cタイプ 家族傷害保険
死亡・後遺障害保険金額	250万円	247万円	210万円
入院保険金日額	3,000円	1,500円	2,500円
手術保険金	入院中の手術は入院保険金日額の10倍 外来の手術は入院保険金日額の5倍		
通院保険金日額	1,800円	500円	1,500円
賠償責任危険補償特約保険金額	1億円 (自己負担額1,000円)		
年間保険料 (団体割引5%適用)	10,000円	5,000円	15,000円

4. 退教互 24 にセットされている特約 と 被保険者の範囲

後遺障害補償の制限

後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、第1～7級（後遺障害等級）に該当する後遺障害が生じた場合のみ、保険金をお支払いします。

入院・通院補償の制限

入院保険金支払限度日数変更特約（60日）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いする入院保険金の支払限度日数を60日に変更します。

通院保険金支払限度日数変更特約（60日）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合にお支払いする通院保険金の支払限度日数を60日に変更します。

賠償責任の補償

賠償責任危険補償特約

日本国内における次のいずれかに該当する事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。

- 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故（職務遂行に起因する事故を除きます。）

●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動付帯）については、以下の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）をご覧ください。

被保険者の範囲

保険種類等	被保険者 本人 (注1)	配偶者	親族 (注2)
個人 Aタイプ（普通傷害保険）	○	×	×
個人 Bタイプ（普通傷害保険）	○	×	×
夫婦 Cタイプ（家族傷害保険・夫婦特約）	○	○	×
全タイプ共通 賠償責任危険補償特約	○	○	○

(注1) 加入申込票の申込人の方をいいます。

(注2) 補償の対象となる親族とは、次の方になります。

- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

5. 保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	①被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ③無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害第1級～7級が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	④脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、早産または流産によるケガ ⑥戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるケガ ※テロ行為(注1)については、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット特約)により、お支払いの対象となります。
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して60日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の入院に対しては、保険金を支払いません。	⑦地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、そのケガの治療のために手術を受けた場合に、1回の手術について、次のとおりお支払いします。 ①入院中に受けた手術・・・【入院保険金日額】×10 ②①以外の手術・・・【入院保険金日額】×5	⑨細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ⑩ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山(注2)、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ など
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、60日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の通院に対しては、保険金を支払いません。	(注1) 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (注2) 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

賠償責任危険補償 特約保険金	日本国内における次のいずれかに該当する事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。ただし、損害額から自己負担額 1,000 円を差引いた額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意による損害賠償責任 ●自動車事故や、お工作中的の事故による損害賠償責任 ●同居する親族に対する損害賠償責任 ●所有・使用・管理する財物の破損について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任など
---------------------------	--	--

6. ご加入手続き

①お申しただけの方

- 岐阜県教職員互助会の会員の方のみとなります。
- 年齢が 85 歳以下の方（令和 7 年 9 月 1 日時点）

②ご加入方法

パンフレット、重要事項説明書と併せてお送りしている「ゆうちょ振込用紙」は、加入申込票と保険料振込用紙を兼ねています。必要事項をご記入の上、パンフレットに記載している契約タイプの保険料をお振込みください。

＜必要事項＞

- ・加入申込日（保険料の振込日を記入してください）
- ・加入者住所
- ・加入者氏名（被保険者本人となります）、性別、生年月日
- ・ご契約タイプ（ご希望の契約タイプに○印をしてください）
- ・他の保険契約等、保険金請求歴に記入がない場合は「なし」と告知したことになります。
- ・金額（ご希望の契約タイプの保険料を記入してください）

③申込みの締切日

令和 7 年 8 月 31 日までにお振込みください。

④締切日を過ぎてからのお申込について

保険期間（補償の開始）がパンフレットに記載の期間と異なりますので、保険期間（補償の開始期日）について必ず取扱代理店または弊社へご照会ください。

⑤保険料の領収証について

郵便振込票の「受領証紙片」が保険料領収証となります。

⑥加入者証の発行

補償の内容、補償の対象の方を記載した、「加入者証」を発行いたします。記載内容に誤りがあった場合は、取扱代理店または弊社へご照会ください。

お 問 合 せ	
<引受保険会社> （幹事） ニューインディア保険会社 岐阜支店 〒500-8842 岐阜市金町 8-1（フロンティア丸杉ビル 7 階） TEL:058-207-0021	<取扱代理店> 株式会社ワイズ 〒500-8212 岐阜市日野南 5-5-2 TEL:058-248-0033

（副幹事）

損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上保険株式会社

重要事項等説明書（「退教互24」団体被保険者用）

この書面では、傷害保険「退教互24」（普傷傷害保険・家傷傷害保険）団体契約に関する重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に、必ず「退教互24」専用パンフレットと併せてお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報：ご加入に際して、ご加入者（被保険者）にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、約款（普通保険約款・特約）に記載しています。必要に応じて取扱代理店または弊社までご請求ください。

用語のご説明（あいうえお順）

危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	このご加入契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
賠償責任危険補償特約	傷害保険賠償責任危険補償特約、家族傷害保険賠償責任危険補償特約をいいます。 ※それぞれ、普通傷害保険、家族傷害保険にセットされます。
被保険者	ご加入される契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容およびご加入手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約のお申込みをされる方（岐阜県教職員互助会様）で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
本人	加入者証の被保険者欄に記載の方をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、一般社団法人 岐阜県教職員互助会をご契約者とし、互助会会員の皆様を被保険者とする団体契約です。日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に補償する保険です。被保険者の範囲は、パンフレットの「4. 退教互24にセットされている特約と被保険者の範囲」をご参照ください。

(2) 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は、パンフレットの「5. 保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合」をご参照ください。

① セットされている特約 **契約概要**

セットされている特約は、パンフレットの「4. 退教互24にセットされている特約と被保険者の範囲」をご参照ください。

② 補償の重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約または弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。「退教互24」は、予め定められた契約タイプのみのご案内となるため、重複する補償のみを削除することができません。なお、重複する補償の削除（特約の削除）をご希望される場合は、別途ご案内いたしますので、取扱代理店または弊社までご照会ください。

なお、1契約のみに特約をセットされた場合、ご契約を解約したときまたは家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜＜補償が重複する可能性のある主な特約＞＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約等の例
賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険または傷害保険の個人賠償責任補償特約 (個人賠償を補償する特約)

③引受条件（保険金額等） **契約概要**

「退教互 24」での引受条件（保険金額等）は、予め定められた契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプの種類についての詳細は、パンフレットの「3. 補償プランと保険料」をご参照ください。

④保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間は、1年間です。パンフレットの「2. 保険期間」をご参照ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料は、ご加入いただく契約タイプの種類などによって決定されます。保険料の払込方法については、パンフレットの「6. ご加入手続き」をご参照ください。

(4) 団体割引について **契約概要** **注意喚起情報**

団体割引は、この保険にご加入いただいた被保険者数で決定されます。「退教互 24」は、昨年実績から団体割引5%を適用しています。被保険者数が20名に満たない場合は、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた以下の金額とさせていただきます。この保険金額についてご意向に合わない場合は、別途ご案内いたしますので取扱代理店または弊社へご連絡ください。

個人Aタイプ	個人Bタイプ	夫婦Cタイプ
173万円	209万円	144.7万円

(5) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(6) お仕事の内容（職種級別）について **契約概要** **注意喚起情報**

職種級別は、申込人である被保険者本人のご職業によって決まります。退教互 24 保険専用パンフレットは職種級別がA級の方の保険金額を掲載しています。職種級別がB級の方は、ご加入いただくことができません。

【職種級別表】

職種級別

A級（危険の小さい職業）

B級（危険の大きい職業）

主な職業

- 無職
- 教員
- 販売従事者（小売・飲食店店主など）
- 事務従事者（一般事務員、営業事務員など）
- 保健医療従事者（医師、看護師など）
- 金属製造加工（金属プレス工など）
- サービス職業従事者
(家政婦、美容師、ビル管理人など)

- 建設作業員（大工、配管工、内装仕上工など）
- 自動車運転手（タクシー・バス運転手など）
- 農林業作業員
(山林で立木の伐採作業員、作物の栽培・収穫
作業員（家庭菜園は除く）など)
- 漁業作業員（漁師など）

など

など

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

ご加入者（被保険者）には、告知義務があり、取扱代理店には、告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に＜＜告知事項＞＞について、事実を正確に知らせる義務のことです。＜＜告知事項＞＞とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるものです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。＜＜告知事項＞＞については、事実を正確にお知らせください。

＜＜告知事項＞＞

- ▼同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- ▼過去3年以内の傷害保険金請求歴

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この保険契約は、団体契約のため、ご加入の撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務 **注意喚起情報**

ご加入後、ご加入内容に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更となる場合があります。この場合には、変更が生じた時以降の期間に対して算出した金額を請求または返還します。

《通知事項》

- 岐阜県教職員互助会の会員でなくなった場合 (注)
- 新たに職業に就いた場合
- 加入者証に記載された職業を変更した場合
- 住所または通知先を変更された場合
- 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

(注) 岐阜県教職員互助会を脱退され、互助会会員でなくなった場合は、ご加入を解除する手続きが必要となります。取扱代理店または弊社まで速やかにご連絡ください。

《通知事項》のうち、次の《引受対象外となる職業・職務》に該当した場合は、ご契約の引受範囲を超えるため、ご契約を解除します。

《引受対象外となる職業・職務》

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手（水上オートバイを含みます。）、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業・職務

(2) 解約と解約返戻金 **契約概要 注意喚起情報**

ご加入を解約（中途脱退）する場合は、取扱代理店または弊社に速やかに申し出てください。

- ご加入の解約（中途脱退）に際しては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還することがあります。
- 返還される保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料より少ない金額になります。

(3) 被保険者による解除請求 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができません。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破たんした場合でも、保険期間が1年以内の場合、保険金または解約返戻金等は80%（破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%）まで補償されます。保険期間が1年を超える場合、保険金または解約返戻金等は90%まで補償されます。

(3) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の引受・維持・管理、保険金・給付金等の支払、関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実等を行うために利用するほか、下記①から③までの場合には、個人情報の利用・提供を行うことがあります。

② 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合

② 保険制度の健全な運営を確保するため、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で登録または交換を実施する場合。

③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

弊社の個人情報保護方針等については、弊社ホームページ（<https://www.newindia.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 弊社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(5) 継続契約の取扱い

- 保険金請求状況または年齢などにより、保険期間終了後、ご契約を継続できない場合があります。

- 介護老人保健施設などに入所されている方は、この保険は継続できません。
- 弊社が、普通保険約款・特約または保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容もしくは保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、30日以内（損害賠償の請求を受けた場合は遅滞なく）に取扱代理店または弊社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類をご提出いただくことがあります。

(7) 指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

《一般社団法人 保険オンブズマン》

電話 03-5425-7963 （受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時）

※詳しくは、一般社団法人 保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

(8) 引受保険会社について

引受保険会社は、ニューインディア保険会社が幹事（90%）、三井住友海上火災保険株式会社が非幹事（5%）、損保ジャパン株式会社（5%）の共同保険です。

各引受保険会社は、契約締結時に決定した上記割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が非幹事保険会社の代理・代行を行います。

5. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

※ご加入の申込にあたっては下記の①～③の確認事項を必ず確認してください。

本確認事項は、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、重要な事項を正しく「加入申込票」にご記入いただいていること等を確認していただくためのものです。お手数ですが以下の事項について再度ご確認くださいませすようお願い申し上げます。

なお、ご意向にそっていない方は、この商品ご加入いただくことができません。ご確認にあたり不明な点等がございましたら、取扱代理店または弊社までお問合せください。

《退教互 24 は、おケガを補償する保険商品です》

- ①「退教互 24」（保険商品名）が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることを確認してください。
万が一ご意向に合致しない場合は、ご加入を再検討ください。
★補償の内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合） ★保険金額（ご加入の保険金額）
★保険期間（ご加入の契約期間） ★保険料・お支払方法
★満期返戻金の有無（満期返戻金はありません。）
- ②ご加入いただく内容に誤りがないかご確認ください。
★加入申込票の氏名（被保険者本人）、住所、生年月日は正しく記載されていますか。
★加入申込票の「他の保険契約等」「保険金請求暦」について正しく告知されていますか。
- ③重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容について、ご確認くださいませましたか？
特に、**注意喚起情報**には、「保険金をお支払しない主な場合等」お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償内容の重複に関する注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

NL23-004

お 問 合 せ	
<引受保険会社> ニューインディア保険会社 岐阜支店 〒500-8842 岐阜市金町8-1（フロンティア丸杉ビル7階） TEL:058-207-0021	<取扱代理店> 株式会社ワイス 〒500-8212 岐阜市日野南5-5-2 TEL:058-248-0033